

## むらかみスケートボードコミッション規約

(名称)

第1条 本会は、むらかみスケートボードコミッション（以下「むらかみSC」という。）と称する。

(目的)

第2条 むらかみSCは、スケートボードの聖地「むらかみ」を目指し、官民一体となって村上市スケートパークと本市の地域資源をいかし、スポーツの振興と地域活性化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 むらかみSCは、前条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。

- (1) スケートボード競技の普及、選手の育成に関すること
- (2) 大会や合宿の誘致に関すること
- (3) スケートパークを核とした地域活性化に関すること
- (4) 1号から3号を実施するために必要な施設環境の整備に関すること
- (5) その他、目的達成のために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 むらかみSCは、村上市、日本スケートボーディング連盟、村上市観光協会、瀬波温泉旅館協同組合のほか、前条の目的に賛同するスポーツ団体、経済団体、金融団体、報道機関等（以下「協力団体」という。）をもって構成し、各団体から選出された者を委員とする。

(役員)

第5条 むらかみSCに、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 前項の役員は、委員の中から互選する。

(アドバイザー)

第6条 会長は、第2条の目的の達成及び第3条の活動内容を推進するため、アドバイザーを置くことができる。

(役員職務)

第7条 会長は、むらかみSCを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計について監査する。

(会議)

第8条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(決議)

第9条 会議では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 規約改正に関すること
  - (4) その他、むらかみSCの運営に関し必要な事項
- 2 会議の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した委員、役員、監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第11条 むらかみSCの事業内容等について検討するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、村上市、日本スケートボーディング連盟、村上市観光協会、瀬波温泉旅館協同組合のほか、協力団体の中から会長が選任したものを持って構成する。
- 3 運営委員会には、座長を置き、第13条で規定する事務局長が兼務する。

(事業年度・会計年度)

第12条 むらかみSCの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 むらかみSCの事務を処理するため、村上市教育委員会生涯学習課内に事務局を置き、事務局は以下の職務を担当する。

- (1) むらかみSCの運営
  - (2) 会計（収支を伴う事業活動を行う場合）
- 2 事務局内には事務局長を置き、村上市教育委員会生涯学習課長をもって充てる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、むらかみSCの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年3月18日から施行する。